



本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第12期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始予定：午前8時30分）

開催会場 東京都千代田区北の丸公園2番3号
日本武道館

議案

- **会社提案**
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役18名選任の件
- **株主提案**
第3号議案から第19号議案まで



書面またはインターネットによる
議決権行使の期限

平成29年6月28日（水曜日）
午後5時10分まで



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。第12期定時株主総会を平成29年6月29日(木)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

取締役 代表執行役社長 グループCEO

平野 信行

目次

第12期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のお願い	3
株主総会参考書類	7
会社提案	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役18名選任の件	8
(ご参考) 取締役会の構成について	10
株主提案	
第3号議案から第19号議案まで	31
(ご参考) コーポレート・ガバナンスハイライト	48
株主総会会場ご案内図	末尾ご参照

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役 代表執行役社長 平野 信行

第12期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席いただきたくご案内申し上げます。ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から6頁に記載の方法により、**平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前8時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区北の丸公園2番3号 日本武道館
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
-

株主総会にご出席くださる株主様とご出席がむずかしい株主様の公平性等を勘案し、本年から、株主総会におけるお土産の配布を取り止めさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

報告事項 第12期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

付議事項

■ 会社提案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役18名選任の件

■ 株主提案

第3号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

第4号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

第5号議案 定款一部変更の件（当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に出馬しながらも復職ができる制度の創設）

第6号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

第7号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）

第8号議案 定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）

第9号議案 定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定）

第10号議案 定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

第11号議案 定款一部変更の件（監査役会における告発窓口の設置）

第12号議案 定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

第13号議案 定款一部変更の件（出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）

第14号議案 定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）

第15号議案 定款一部変更の件（金田勝年法務大臣の一連の行動に対する当社としての意見表明に関する特別委員会の設置）

第16号議案 定款一部変更の件（株式会社ケンコーへの融資に関する特別調査委員会の設置）

第17号議案 松山遥取締役解任の件

第18号議案 松山遥を取締役に選任せず、代わってLucian Bebchukを取締役に選任する

第19号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深掘しないように要望書の提出）

以上

議決権行使のお願い

7頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

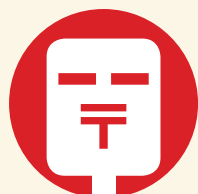


株主総会へ出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

平成29年6月29日(木) 午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

平成29年6月28日(水) 午後5時10分到着

詳細は次頁をご覧ください。



インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evotef.jp/>) にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。

行使期限

平成29年6月28日(水) 午後5時10分まで

詳細は6頁をご覧ください。

お知らせ

- 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人の資格は、本株主総会において議決権を行使しうる他の株主1名に限るとさせていただきます。
- 定時株主総会招集ご通知に添付すべき事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の監査報告書謄本は、別添の「第12期 事業報告」に記載のとおりであります。ただし、以下の事項につきましては、法令及び定款第25条の規定に基づき、**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、「第12期 事業報告」には記載していません。

① 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」 ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表 ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、監査委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした書類は「第12期 事業報告」に記載の各書類のほか、**当社ウェブサイト**に掲載している上記①ないし③の書類となります。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、**当社ウェブサイト**にて、修正内容を開示いたします。

当社ウェブサイト

<http://www.mufg.jp/>



書面による議決権行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使
期限

平成29年6月28日(水)
午後5時10分到着

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書		議 決 権 の 数																
株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ 御中		株 個																
私は、平成29年6月29日開催の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第19回定時株主総会（取締役会または監事会が自ら開催する議案）における各議案の原案に対し次（賛否を○印で表示）のとおり、議決権を行使します。		会社提案		株主提案														
		第1号議案	第2号議案															
		賛	賛	（但し）														
		否	否	を控く														
株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案	
	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	
	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	

各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主からのご提案については否の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

ご所有株式数	株
議決権の数	個
お 願 い	
1.株主総会ご出席の場合は、左の議決権行使書用紙をこの形勢と切り離さず株主総会会場まで持参ください。	
2.株主総会にご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。	
【議決権行使書による議決権の行使の場合】	
①議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日午後5時10分までに到着するようにご返送ください。（封印はご不要です。）	
②第2号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印を表示しカッコ内に否とされる候補者の番号（招集通知添付の株主総会参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください。	
【インターネットによる議決権の行使の場合】	
http://www.evotek.jp/	
・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から上記アドレスにアクセスしてください。	
・下記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、平成29年6月28日午後5時10分までに議決権をご行使ください。	
3.裏面もよくお読みください。	
(ログインID)	
(仮パスワード)	株主番号(8桁) ー
株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ	

こちらを切り取ってご返送ください。

第2号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

第3号議案から第19号議案までは一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**31頁以降**をご参照ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されております。



複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見に **ご賛同いただける** 場合

会社提案	第1号議案 賛 否	第2号議案 但し を除く
------	-----------------	--------------------

株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案
	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

会社提案・取締役会の意見に **反対される** 場合

会社提案	第1号議案 賛 否	第2号議案 但し を除く
------	-----------------	--------------------

株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案	第13号議案	第14号議案	第15号議案	第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案
	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否

ご注意

会社提案である第2号議案（取締役18名選任の件）の松山遙氏（候補者番号3）の選任と、株主提案である第18号議案は両立しない議案となります。つきましては、**両議案について「賛」の欄に○印を記載された場合、その内容(*)は無効とさせていただきますのでご注意ください。**

(*) 松山取締役選任議案と第18号議案

第2号議案			
賛	但し		
否	を除く		
第16号議案	第17号議案	第18号議案	第19号議案
賛	賛	賛	賛
否	否	否	否

このような場合は**無効**となります。

第2号議案と第18号議案両方の賛成に○印



インターネットによる議決権行使

※インターネットによる議決権行使には議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

インターネットにより議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権を行ってください。

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

行使
期限

平成29年6月28日(水)
午後5時10分

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料金・通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

1 議決権行使サイトへアクセスする(パソコンの場合)



① 「次の画面へ」をクリック

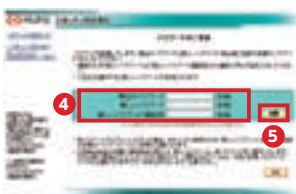
2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力の上、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関する お問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

■ 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

第1号議案から第2号議案までは、会社提案によるものであります。

会社提案

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的、持続的な増加をめざすことを基本方針としております。

本方針の通り、当期末の配当金につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき 9円

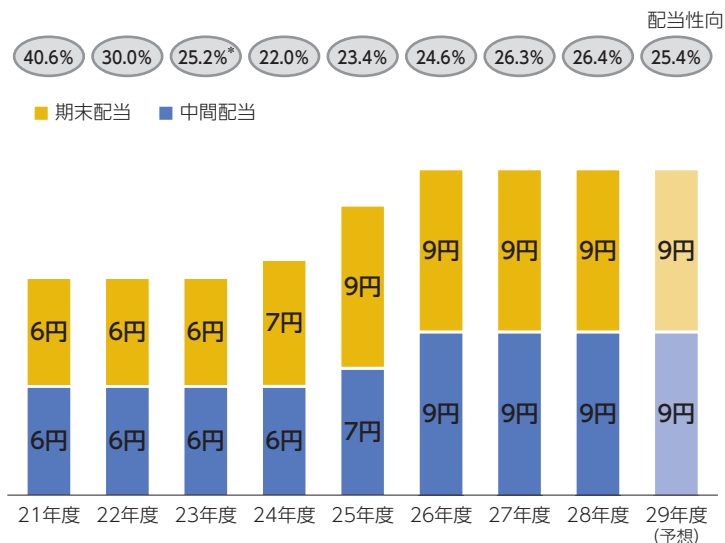
総額 121,160,626,407円

普通株式の配当金につきましては、平成28年12月5日に、1株につき9円の間配当を実施しておりますので、当期の普通株式の年間配当は、1株につき18円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

<ご参考> 配当の実績・予想



*モルガン・スタンレーの持分法適用関連会社化に伴う負ののれんの影響を除く。影響を除く前では17.6%

会社提案

第2号議案

取締役18名選任の件

取締役全員（17名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、グローバルかつ多様な視点を経営に反映させるとともに、経営監督機能の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員し取締役18名の選任をお願いしたいと存じます。

指名・ガバナンス委員会（会社法上の指名委員会）の決定に基づく、取締役候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役候補者8名については、全員が当社の定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	専門性			
			企業経営	金融	財務会計	法律
1	かわかみ ひろし 川上 博	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員・監査委員	●	—	—	—
2	かわもと ゆうこ 川本 裕子	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員・ リスク委員（委員長）	—	●	—	—
3	まつやま はるか 松山 遙	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員・報酬委員	—	—	—	●
4	Toby S. Myerson トビー・S・マイヤソン	新任 社外 独立役員	—	—	—	●
5	おくだ つとむ 奥田 務	再任 社外 独立役員 取締役 指名委員（委員長）・ 報酬委員・リスク委員	●	—	—	—
6	さとう ゆきひろ 佐藤 行弘	再任 社外 独立役員 取締役 監査委員	●	—	●	—
7	Tarisa Watanagase タリサ・ワタナガス	新任 社外 独立役員	—	●	—	—
8	やまて あきら 山手 章	再任 社外 独立役員 取締役 監査委員（委員長）	—	—	●	—

候補者番号	氏名		現在の当社における地位及び担当
9	しまもと たけひこ 島本 武彦	再任 非執行	取締役 監査委員
10	おかもと じゅんいち 岡本 純一	新任 非執行	執行役専務 受託財産事業本部長
11	その きよし 園 潔	再任	取締役 代表執行役会長
12	ながおか たかし 長岡 孝	再任	取締役 代表執行役副会長
13	いげや みさお 池谷 幹男	再任	取締役 代表執行役副会長
14	みけ かねつぐ 三毛 兼承	新任	
15	ひらの のぶゆき 平野 信行	再任	取締役 代表執行役社長グループCEO 指名委員・報酬委員
16	くろだ ただし 黒田 忠司	再任	取締役 執行役専務 グループCSO兼グループCHRO リスク委員
17	とくなり むねあき 徳成 旨亮	再任	取締役 執行役専務グループCFO
18	やすだ まさみち 安田 正道	再任	取締役 執行役専務グループCRO

社外 … 社外取締役候補者

非執行 … 執行を兼務しない取締役として、当社又は当社の子会社の執行役、執行役員、使用人又は業務執行取締役を兼務しない者（社外取締役を除く）

独立役員 … 株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員の候補者

指名委員 … 指名・ガバナンス委員会委員

監査委員 … 監査委員会委員

報酬委員 … 報酬委員会委員

リスク委員 … リスク委員会委員

(ご参考) 取締役会の構成について

■ 取締役会の構成

取締役会は、その実効性を確保するため、20名以下の取締役により構成し、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理及び法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた構成といたします。従って取締役会は、特に以下の点を満たすものといたします。

- 取締役会は、当社グループの事業に精通した社内取締役と、独立した客観的な立場から経営陣・取締役に対する監督を行う独立社外取締役との、適切なバランスで構成する。
- 独立社外取締役の比率は原則として3分の1以上とし、執行を兼務しない取締役*の比率は原則として過半数とする。
(*当社又は当社の子会社の執行役、執行役員、使用人又は業務執行取締役を兼務しない者)
- 取締役会による当社グループの経営監督の実効性を確保するため、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ証券ホールディングス株式会社の頭取及び社長は、原則として当社の取締役を兼ねることとする。

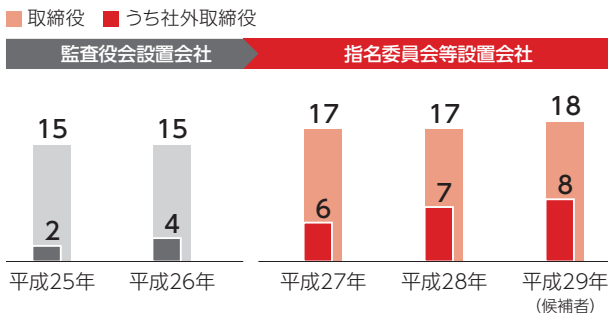
■ 取締役の選任方針

取締役の選任に際して、指名・ガバナンス委員会は、下記を中心とする取締役選任基準を定め、それを満たす人材を取締役候補者に指名しております。

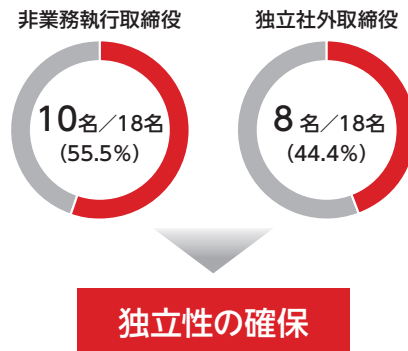
【取締役選任基準の概要】

- 取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献するための資質を備えていること。
- 独立社外取締役は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有するとともに、当社の独立性判断基準を満たすこと。
- 執行を兼務する取締役は、当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行する能力を有すること。

取締役会の員数の推移 (人)



非業務執行取締役候補者・独立社外取締役候補者の割合



(ご参考) 当社「社外取締役の独立性判断基準」

1. (1) 当社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
- (2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社又はその子会社の取締役、会計参与又は監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く。）に於いては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任前10年間に於いて当社又はその子会社の業務執行者ではなかったこと
2. (1) 当社若しくはその主要子会社（注1）を主要な取引先（注2）とする者又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
- (2) 当社若しくはその主要子会社の主要な取引先又はその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと
3. コンサルタント、会計専門家又は法律専門家については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当社を主要な取引先（注3）とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと
4. 当社若しくはその子会社の取締役、執行役、執行役員又は上記2、3の要件に基づき当社からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者又は二親等内の親族ではないこと
5. 当社の現在の主要株主（注4）又はその業務執行者ではないこと
6. 当社又はその子会社の監査法人又は当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当社又はその子会社の監査業務を担当したことがないこと

(注1)「主要子会社」：株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社

(注2)「主要な取引先」：年間連結売上高（当社の場合年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

(注3)「主要な取引先」：年間売上高の2%以上を基準に判定

(注4)「主要株主」：総議決権の10%以上を保有する株主



再任

社外

独立役員

候補者
番号

1

かわかみ ひろし
川上 博

(昭和24年5月3日生)

■ 略歴

- 昭和47年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社
平成15年6月 トヨタ自動車株式会社常務役員
平成19年6月 同社専務取締役
平成20年6月 豊田通商株式会社取締役副社長
平成21年6月 中部国際空港株式会社代表取締役社長
平成27年6月 同社相談役（現在に至る）
当社社外取締役（現在に至る）
平成28年6月 株式会社A Tグループ社外取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

中部国際空港株式会社相談役、株式会社A Tグループ社外取締役

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回／7回（100%）

指名委員

指名・ガバナンス委員会
12回／12回（100%）

報酬委員

報酬委員会
8回／8回（100%）

監査委員

監査委員会
16回／16回（100%）

社外取締役としての在任期間

2年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 0株

社外取締役候補者とした理由

川上博氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役、中部国際空港株式会社代表取締役社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い識見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。
なお、同氏は、過去にトヨタ自動車株式会社の専務取締役を務めておられましたが、平成20年6月に取締役を退任し、すでに8年以上経過しており、取締役退任後は同社の経営には関与しておらず、業務執行も行っておりません。また、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。



再任

社外

独立役員

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回/7回 (100%)

指名委員

指名・ガバナンス委員会
12回/12回 (100%)

報酬委員

報酬委員会
8回/8回 (100%)

リスク委員 (委員長)

社外取締役としての在任期間

1年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 20,700株

候補者
番号

2

かわもと
川本

ゆうこ
裕子

(昭和33年5月31日生)

■ 略歴

- 昭和57年4月 株式会社東京銀行入行
- 昭和61年4月 同行退職
- 昭和63年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社
- 平成13年7月 同社東京支社シニアエキスパート
- 平成16年3月 同社退職
- 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 (現経営管理研究科) 教授 (現在に至る)
- 平成16年6月 株式会社大阪証券取引所 (現株式会社日本取引所グループ) 社外取締役
- 平成18年6月 東京海上ホールディングス株式会社社外監査役 (現在に至る)
- 平成25年6月 当社取締役
- 平成28年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

早稲田大学大学院経営管理研究科教授、東京海上ホールディングス株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

川本裕子氏は、株式会社東京銀行 (現株式会社三菱東京UFJ銀行) 退職後30年以上に及ぶ経営コンサルタントや早稲田大学大学院教授としての豊富な経験と金融分野に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、現在、早稲田大学大学院の教授を務めておられますが、同大学と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同大学収入及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。



再任

社外

独立役員

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回/7回 (100%)

指名委員

指名・ガバナンス委員会
12回/12回 (100%)

報酬委員

報酬委員会
8回/8回 (100%)

社外取締役としての在任期間

3年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 1,600株

候補者
番号

3

まつやま
松山

はるか
遙

(昭和42年8月22日生)

※松山遙氏の戸籍上の氏名は加藤遥であります。

■ 略歴

- 平成7年4月 東京地方裁判所判事補任官
平成12年7月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会
日比谷パーク法律事務所入所
平成14年1月 同所パートナー (現在に至る)
平成24年6月 株式会社バイテック社外監査役
平成25年6月 株式会社T&Dホールディングス社外取締役 (現在に至る)
平成26年6月 三井物産株式会社社外監査役 (現在に至る)
当社社外取締役 (現在に至る)
平成27年6月 株式会社バイテック (現株式会社バイテックホールディングス)
社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

日比谷パーク法律事務所弁護士、株式会社T&Dホールディングス社外取締役、株式会社バイテックホールディングス社外取締役、三井物産株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

松山遙氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

なお、同氏は、現在、日比谷パーク法律事務所のパートナーを務めておられますが、同事務所と当社との間に顧問契約はなく、同氏が当社取締役に就任した平成26年度以降、取引はありません。また、同氏が当社取締役に就任する前の平成25年度には同事務所と当社との間に法的助言等に関する取引がありましたが、取引額は2百万円未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。



新任

社外

独立役員

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 0株

候補者
番号

4

Toby S. Myerson
トビー・S・マイヤソン (昭和24年7月20日生)

■ 略歴

- 昭和52年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 昭和56年10月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP入所
- 昭和58年6月 同所パートナー
- 平成元年4月 Wasserstein Perella & Co. Inc. マネージング・ディレクター
- 平成2年11月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLPパートナー
- 平成26年6月 MUFGユニオンバンク社外取締役 (現在に至る)
- 平成28年12月 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP退職
- 平成29年1月 Longsight Strategic Advisors LLC チェアマン & CEO (現在に至る)
- 平成29年2月 米州MUFGホールディングスコーポレーション社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

Longsight Strategic Advisors LLC チェアマン & CEO、
米州MUFGホールディングスコーポレーション社外取締役、
MUFGユニオンバンク社外取締役

社外取締役候補者とした理由

トビー・S・マイヤソン氏は、弁護士としての豊富な経験と企業法務やM&A分野における専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、グローバルな視点に基づき当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は過去にPaul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLPのパートナーでグローバルM&A部門の共同責任者を務めておられましたが、平成28年12月に同事務所を退職しており、退職後は同事務所の運営には関与しておりません。また、現在、同氏が平成29年1月に設立したビジネスアドバイザリー会社のLongsight Strategic Advisors LLCのチェアマン & CEOを務めておられますが、同社と当社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。



再任

社外

独立役員

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回/7回 (100%)

指名委員 (委員長)

指名・ガバナンス委員会
12回/12回 (100%)

報酬委員

報酬委員会
8回/8回 (100%)

リスク委員

社外取締役としての在任期間

3年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 10,000株

候補者
番号

5

おくだ
奥田

つとむ
務

(昭和14年10月14日生)

■ 略歴

昭和39年4月 株式会社大丸入社
平成3年9月 株式会社大丸オーストラリア代表取締役
平成7年5月 株式会社大丸取締役
平成8年5月 同社代表取締役常務取締役
平成9年3月 同社代表取締役社長
平成15年5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
平成19年9月 同社代表取締役会長
J. フロント リテイリング株式会社代表取締役社長兼最高経営責任者
平成22年3月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
平成25年4月 J. フロント リテイリング株式会社取締役相談役
平成26年5月 同社相談役 (現在に至る)
平成26年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

J. フロント リテイリング株式会社相談役

社外取締役候補者とした理由

奥田務氏は、J. フロント リテイリング株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い識見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、現在、J. フロント リテイリング株式会社の相談役を務めておられますが、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。



再任

社外

独立役員

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回/7回 (100%)

監査委員

監査委員会
16回/16回 (100%)

社外取締役としての在任期間

2年

所有する当社の株式の 種類及び数

普通株式 14,500株

候補者
番号

6

さとう
佐藤

ゆきひろ
行弘

(昭和22年3月12日生)

略歴

昭和44年4月 三菱電機株式会社入社
平成13年6月 同社取締役経理部長
平成15年4月 同社常務取締役経理部長
平成15年6月 同社取締役上席常務執行役経理部長
平成17年4月 同社取締役専務執行役
平成19年4月 同社取締役代表執行役・執行役副社長
平成21年4月 同社取締役
平成21年6月 同社常任顧問
平成25年6月 同社特別社友
平成26年6月 当社社外監査役
平成26年7月 三菱電機株式会社社友（現在に至る）
平成27年6月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由

佐藤行弘氏は、三菱電機株式会社代表執行役・執行役副社長及び経済産業省企業財務委員会委員長や金融庁企業会計審議会臨時委員等の公職を歴任され、経営者としての豊富な経験と企業財務・会計制度に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。
なお、同氏は、現在、三菱電機株式会社の社友を務めておられますが、平成21年6月に取締役を退任し、すでに7年以上経過しており、取締役退任後は同社の経営には関与しておらず、業務執行も行っておりません。また、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社連結売上高及び当社連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではありません。



新任

社外

独立役員

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 0株

候補者
番号

7

Tarisa Watanagase
タリサ・ワタナゲス (昭和24年11月30日生)

■ 略歴

昭和50年6月 タイ銀行入行
昭和63年1月 国際通貨基金（IMF）エコノミスト（出向）
平成14年10月 タイ銀行副総裁
平成18年11月 同行総裁
平成22年9月 同退任
平成25年3月 The Siam Cement Public Company Limited社外取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

The Siam Cement Public Company Limited社外取締役

社外取締役候補者とした理由

タリサ・ワタナゲス氏は、タイの元中央銀行総裁としての豊富な経験と金融・経済に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、グローバルな視点に基づき当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。



再任

社外

独立役員

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役

取締役会
7回/7回 (100%)

監査委員 (委員長)

監査委員会
16回/16回 (100%)

社外取締役としての在任期間

2年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 0株

候補者
番号

8

やまて
山手

あきら
章

(昭和27年11月23日生)

■ 略歴

昭和52年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
昭和58年3月 公認会計士登録
平成3年7月 青山監査法人代表社員Price Waterhouseパートナー
平成12年4月 中央青山監査法人代表社員PricewaterhouseCoopersパートナー
平成18年9月 あらた監査法人代表社員
平成25年6月 あらた監査法人退職
野村不動産ホールディングス株式会社社外監査役
野村不動産株式会社社外監査役
平成27年6月 当社社外取締役 (現在に至る)
野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役 (現在に至る)
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

野村不動産ホールディングス株式会社社外取締役、
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由

山手章氏は、公認会計士としての豊富な経験と会計・監査に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に関する補足説明

同氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。
なお、同氏は、過去にあらた監査法人 (現PwCあらた有限責任監査法人) 代表社員を務めておられましたが、平成25年6月に同監査法人を退職しており、退職後は同監査法人の運営には関与していないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。



再任

非執行

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
取締役会
7回/7回 (100%)

監査委員
監査委員会
16回/16回 (100%)

取締役としての在任期間
2年

所有する当社の株式の
種類及び数
普通株式 277,000株

候補者
番号

9

しまもと

島本

たけひこ

武彦

(昭和34年11月15日生)

略歴

- 昭和57年4月 株式会社三菱銀行入行
平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員オペレーションサービス企画部長
兼お客さまセキュリティ対策室長
当社執行役員
平成24年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
当社常務執行役員
平成24年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
平成27年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社監査役
当社取締役 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

平成20年に株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員に就任以来、同行オペレーションサービス企画部長、人事部長、コンプライアンス統括部の担当役員(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)、総合リスク管理部・融資企画部の担当役員、並びに当社コンプライアンス副担当等を経て、現在、当社取締役常勤監査委員を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としました。



新任

非執行

現在の当社における
地位・担当

執行役専務
受託財産事業本部長

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 14,700株

候補者
番号

10

おかもと

岡本

じゅんいち

純一

(昭和32年11月9日生)

■ 略歴

- 昭和55年4月 東洋信託銀行株式会社入社
平成20年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員年金信託部長
平成22年6月 同社常務執行役員
当社執行役員
平成24年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社専務執行役員
平成25年6月 同社取締役副社長
当社取締役
平成27年6月 当社執行役専務（現在に至る）
平成28年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役副社長執行役員（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

三菱UFJ信託銀行株式会社取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

平成20年に三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、同社年金信託部長、営業第6部長、取締役副社長、並びに当社取締役等を経て、現在、三菱UFJ信託銀行株式会社取締役副社長執行役員、並びに当社執行役専務受託財産事業本部長を務めております。

当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。なお、同氏は平成29年6月28日付で三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役を退任する予定です。



再任

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
代表執行役会長
取締役会
7回/7回 (100%)

取締役としての在任期間
3年

所有する当社の株式の
種類及び数
普通株式 54,620株

候補者
番号

11

その
園

きよし
潔

(昭和28年4月18日生)

■ 略歴

昭和51年4月 株式会社三和銀行入行
平成16年6月 株式会社UFJ銀行執行役員戦略開発部担当
平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
平成18年5月 同行常務執行役員
平成22年5月 同行専務執行役員
平成24年5月 当社常務執行役員
平成24年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取
平成26年5月 同行取締役副会長（現在に至る）
平成26年6月 当社取締役会長
平成27年6月 当社取締役代表執行役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長、三菱UFJニコス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

平成16年に株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行大阪営業本部長、審査担当役員、副頭取法人部門長、並びに当社法人事業本部長、取締役会長等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長、並びに当社取締役代表執行役会長を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。



再任

候補者
番号

12

ながおか
長岡

たかし
孝

(昭和29年3月3日生)

■ 略歴

- 昭和51年4月 株式会社三菱銀行入行
- 平成15年6月 株式会社東京三菱銀行執行役員京都支社長
- 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
- 平成18年5月 同行常務執行役員
- 平成20年4月 当社常務執行役員
- 平成20年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
- 平成22年5月 同行専務執行役員
- 平成23年6月 同行副頭取
- 平成26年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長兼最高経営責任者（現在に至る）
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長兼最高経営責任者（現在に至る）
当社取締役
- 平成27年6月 当社取締役代表執行役副会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

- 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長兼最高経営責任者、
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長兼最高経営責任者

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
代表執行役副会長
取締役会
7回/7回（100%）

取締役としての在任期間

3年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 386,940株

取締役候補者とした理由

平成15年に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行リテール部門長、大阪営業本部長、副頭取法人部門長、並びに当社リテール事業本部長、法人事業本部長等を経て、現在、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役社長、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社取締役社長、並びに当社取締役代表執行役副会長を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。



再任

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
代表執行役副会長
取締役会
6回/6回 (100%)

取締役としての在任期間

1年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 42,630株

候補者
番号

13

いけがや
池谷

みきお
幹男

(昭和33年7月6日生)

■ 略歴

- 昭和56年4月 三菱信託銀行株式会社入社
平成20年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員経営企画部長
当社執行役員
平成23年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務取締役
当社常務執行役員
平成24年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員
当社執行役員
平成25年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社専務執行役員
平成27年6月 同社専務取締役
当社常務執行役員
平成28年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長（現在に至る）
当社代表執行役副会長
平成28年6月 当社取締役代表執行役副会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長

取締役候補者とした理由

平成20年に三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、同社経営企画部長、受託財産副部門長、法人ビジネス部門長、並びに当社法人事業本部副本部長等を経て、現在、三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長、並びに当社取締役代表執行役副会長を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。



新任

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 8,055株

候補者
番号

14

み け
三毛

か ね つ く
兼承

(昭和31年11月4日生)

■ 略歴

- 昭和54年4月 株式会社三菱銀行入行
平成17年6月 株式会社東京三菱銀行執行役員総合企画室室長（特命担当）
株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員
平成21年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
平成23年5月 当社常務執行役員
平成23年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
平成25年5月 同行専務執行役員
平成27年10月 米州MUFGホールディングスコーポレーション会長
MUFGユニオンバンク会長
平成28年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取執行役員
当社執行役専務
平成28年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副頭取（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副頭取
（平成29年6月14日付で同行頭取に就任予定）

取締役候補者とした理由

平成17年に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行システム統合推進部長、コーポレートサービス長、国際部門共同部門長、アユタヤ銀行取締役、米州MUFGホールディングスコーポレーション会長、MUFGユニオンバンク会長、並びに当社国際事業本部長等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副頭取を務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。



再任

候補者
番号

15

ひらの
平野

のぶゆき
信行

(昭和26年10月23日生)

■ 略歴

- 昭和49年4月 株式会社三菱銀行入行
平成13年6月 株式会社東京三菱銀行執行役員営業第一本部営業第二部長
平成16年7月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ執行役員
平成17年5月 株式会社東京三菱銀行常務執行役員
平成17年6月 同行常務取締役
株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役
平成17年10月 当社取締役
平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
平成20年10月 同行専務取締役
平成21年6月 同行副頭取
当社常務執行役員
平成22年6月 当社取締役
平成22年10月 当社取締役副社長
平成24年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取
当社取締役
平成25年4月 当社取締役社長
平成27年6月 当社取締役代表執行役社長（現在に至る）
平成28年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長、モルガン・スタンレー取締役

現在の当社における 地位・担当及び 取締役会等への出席状況

取締役
代表執行役社長 グループCEO
取締役会
7回/7回 (100%)

指名委員
指名・ガバナンス委員会
12回/12回 (100%)

報酬委員
報酬委員会
8回/8回 (100%)

取締役としての在任期間
7年

所有する当社の株式の
種類及び数
普通株式 40,500株

取締役候補者とした理由

平成13年に株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の執行役員に就任以来、同行営業第二部長、総合企画室長、総務部・企画部の担当役員、副頭取、頭取、並びに当社取締役社長等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長、並びに当社取締役代表執行役社長グループCEOを務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。



再任

候補者
番号

16

くろだ
黒田

ただし
忠司

(昭和33年6月7日生)

■ 略歴

- 昭和56年4月 株式会社三和銀行入行
- 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員融資部長
- 平成23年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員
同社取締役専務執行役員
- 平成25年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
- 平成26年5月 当社常務執行役員
- 平成26年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役（現在に至る）
当社常務取締役
- 平成27年5月 当社専務取締役
- 平成27年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役（現在に至る）
当社取締役執行役専務（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、三菱UFJ信託銀行株式会社取締役、三菱UFJリース株式会社取締役

取締役候補者とした理由

平成20年に株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員に就任以来、同行融資部長、東日本エリア支社担当役員、並びに当社企画担当等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、並びに当社取締役執行役専務グループCSO兼グループCHROを務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者としてしました。

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
執行役専務 グループ
CSO兼グループCHRO

取締役会
7回/7回 (100%)

リスク委員

取締役としての在任期間

3年

所有する当社の株式の
種類及び数

普通株式 94,900株



再任

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
執行役専務 グループCFO
取締役会
7回/7回 (100%)

取締役としての在任期間
2年

所有する当社の株式の
種類及び数
普通株式 236,400株

候補者
番号

17

とく なり
徳成

むね あき
旨亮

(昭和35年3月6日生)

■ 略歴

昭和57年4月 三菱信託銀行株式会社入社
平成21年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社執行役員
当社執行役員財務企画部長
平成23年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社常務執行役員
平成24年4月 同社常務取締役
平成24年6月 当社取締役
平成25年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社専務取締役
平成26年6月 当社常務執行役員
平成27年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
当社取締役執行役専務
平成28年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役 (現在に至る)
当社取締役執行役専務 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、
米州MUFGホールディングスコーポレーション取締役、MUFGユニオンバンク取締役

取締役候補者とした理由

平成21年に三菱UFJ信託銀行株式会社の執行役員に就任以来、同社経営企画部長、並びに当社財務企画部長、企画担当等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、並びに当社取締役執行役専務グループCFOを務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。



再任

現在の当社における
地位・担当及び
取締役会等への出席状況

取締役
執行役専務 グループCRO
取締役会
7回/7回 (100%)

取締役としての在任期間
2年

所有する当社の株式の
種類及び数
普通株式 12,500株

候補者
番号

18

やすだ
安田

まさみち
正道

(昭和35年8月22日生)

■ 略歴

昭和58年4月 株式会社東京銀行入行
平成21年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員
ユニオン・バンク派遣
平成23年5月 当社執行役員
平成26年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員
平成27年5月 当社常務執行役員
平成27年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務取締役
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役 (現在に至る)
当社取締役執行役常務
平成29年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役 (現在に至る)
当社取締役執行役専務 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

平成21年に株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員に就任以来、ユニオン・バンク派遣、国際企画部長、市場部門副部門長、国際部門長補佐、並びに当社コンプライアンス・リスク管理担当等を経て、現在、株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役、並びに当社取締役執行役専務グループCROを務めております。当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できるため、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 当社は、業務執行取締役等ではない取締役である川上博、川本裕子、松山遙、奥田務、佐藤行弘、山手章及び島本武彦の7氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、次の内容の責任限定契約を締結しております。また、トビー・S・マイヤソン、タリサ・ワタナグス及び岡本純一の3氏についても次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、金1千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。

2. 当社は、川上博、川本裕子、松山遙、奥田務、佐藤行弘及び山手章の6氏を株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、トビー・S・マイヤソン及びタリサ・ワタナグスの両氏についても、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 園潔、長岡孝、池谷幹男及び平野信行の4氏は当社の代表執行役であります。また、三毛兼承氏は平成29年6月14日付で当社の代表執行役に就任する予定であります。
4. 長岡孝氏は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役社長兼最高経営責任者を兼務しております。当社と同社との間には、株式や債券等金融商品に関する取引関係等があります。他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 池谷幹男氏については、平成28年度に開催された取締役会のうち、平成28年6月の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。
6. 本議案が承認された場合、会社法上の委員会の構成及び委員長について以下を予定しております。

氏名	指名・ガバナンス委員会 (会社法上の指名委員会)	報酬委員会	監査委員会
川上博	○	○	○
川本裕子	○	○	
松山遙	○	◎	
奥田務	◎	○	
佐藤行弘			○
山手章			◎
島本武彦			○
岡本純一			○
平野信行	○	○	

(注) ◎は委員長、○は委員を示しています。

株主提案（第3号議案から第19号議案まで）

第3号議案から第18号議案までは、株主2名からの共同のご提案によるものであります。

株主提案

第3号議案

定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 提案内容

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のことで、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いやすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社の役員報酬制度並びに取締役及び執行役の個人別の報酬は、独立社外取締役を過半数かつ委員長とする会社法に基づく報酬委員会において審議・決定しており、平成28年度は新たな株式報酬制度の導入に係る審議を中心に、計8回開催しております。

また、役員報酬決定方針並びに当事業年度に係る報酬等の総額につきましては、第12期事業報告27頁から29頁に記載のとおりであり、役員報酬に係る適切性及び透明性は十分確保できていると考えております。さらに、個別の役員報酬（連結報酬等の総額が1億円以上である者）については、法令に従って有価証券報告書において開示しており、平成27年度の開示対象人数は、当社会長、副会長及び社長の計3名となっております。

平成28年度には、従来のストックオプション制度を廃止し、業績連動型の新たな株式報酬制度（「役員報酬BIP信託」）を導入いたしました。具体的な業績達成度を評価するうえでの指標は、当社の連結業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益、時価総額及びEPS（1株当たり利益）等としており、役員に応じて定められた基準額が業績達成度に応じて0～150%の範囲で変動する仕組みとしております。この株式報酬制度の導入により、当社社長のケースで、「基本報酬（月俸等）：株式報酬：賞与」の割合は概ね「5.5：3：1.5」になるなど、「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」として、過度なリスクテイクを抑制しつつ、株主の皆様との一層の利益共有を図り、短期のみならず中長期的な業績向上への役員等の貢献意欲をより一層高めた役員報酬制度としております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会の 意見

株主提案

第4号議案

定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

1. 提案内容

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権等を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持ちうる構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社では、取締役会議長はMUFGコーポレートガバナンス方針に基づき、最高経営責任者である代表執行役社長と分離し、代表執行役会長が務めております。取締役会議長は独立社外取締役等の非業務執行者であるべきとする意見があることは認識しており、当社もそれを否定するものではありません。しかし、当社は、取締役会を主導し、取締役会の実効性を確保することが取締役会議長の責務と考えております。また、取締役会が十分な情報に基づき、健全な決定を行うことができるよう、各取締役と日常的に意見交換を行ったうえで取締役会の日程や議題を設定することが取締役会議長の重要な役割であると考えており、代表執行役会長が務めることが最適であると判断しております。その上で、当社は、指名委員会等設置会社制度を採用し、社外取締役が過半数を占める指名・ガバナンス委員会が取締役の選任議案を決定するものとしているほか、取締役会の構成につきましても、MUFGコーポレートガバナンス方針に基づき、筆頭独立社外取締役の選任や、非業務執行取締役を過半数とすること等を通じて、取締役会が経営陣への監督機能を有効に果たすことができる態勢を構築しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会 の意見

株主提案

第5号議案

定款一部変更の件 (当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に立候補しながらも復職ができる制度の創設)

1. 提案内容

「当社は、当社の従業員が、退職手続きを経ずに、国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補することを認め、あるいは、任期を務めた一定期間後に、復職を認める制度を整えなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

号泣県議やセクハラ野次など、地方議会の低レベルさや、東京電力等の労働組合の従業員が、正社員の地位を保持しながら地方議会議員になっている事例などが注目されている。一定知識経験を有した人物による公共分野への新規参入、そのための社会的インフラ整備は、推奨されるべきで、当社従業員が、地方議員や首長を務め、その後に当社に復職することは、当社及び公共サービス分野での人材の多様性を促進し、望ましいと考えられる。当社でも、出向などの制度は存在すると思われるが、一般に監督官庁などへのものであり、癌と化した終身雇用や年功賃金の慣行を、率先して見直す施策は積極的に推進すべきだ。米国では、リンドン・ジョンソン第36代大統領がはじめた、大統領補佐官、副大統領、閣僚などの政府高官のアシスタントとなり、1年間の現場研修を受ける「ホワイトハウス・フェロー」の制度があり、名門企業に職者が応募し、終了後の復職も一般的だ。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

本件は、当社グループの業務執行に関する個別の経営判断事項であり、当社グループにおいて機動的かつ適切に決定する必要があるため、これを当社定款に定めることは適切ではないと考えます。なお、当社グループでは、業務遂行に支障をきたさない範囲であれば、退職手続きを経ずに、公職の選挙へ立候補することを禁止するものではありません。また、公職の任期を務めた一定期間後に、復職を認める制度はありませんが、当社グループが求める人材については、適宜中途採用を実施しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第6号議案

定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1. 提案内容

「当社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社における政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

連結で数兆円の株式を保有する当社グループは、継続保有株式の価値既存を防ぐ等のリスク管理・価値向上策を行うべきである。しかし政策保有株式の議決権行使について、低いROE（株式資本利益率）が長期で継続する上場企業に対しても、無批判に会社提案に賛成するなど、著しく経済合理性を欠く対応を続けてきた。また昨今、東京証券取引所と金融庁がスチュワードシップコードを制定するなど、銀行を含む機関投資家が投資先企業に対する「資産運用受託者としての責任」を果たす義務がソフトローの形で明記され、機関投資家と上場会社が対話をする必要性などが強調されるなどしており、国際的には「あの（村上ファンド判決など前代未聞の判決等が相次いでいた）日本の資本市場で」かかる改革が行われていることの評価は著しく高い。政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。みずほフィナンシャルグループの2015年の定時株主総会で、同様の議案は、34%の賛同を得ている。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社及びグループ銀行では、政策投資目的で保有する株式の議決権の行使について、適切な対応を確保するため、議案毎に以下の2点を確認の上、総合的に判断しています。

- (1) 取引先企業の中長期的な企業価値を高め、持続的成長に資するか。
- (2) 当社及びグループ銀行の中長期的な経済的利益が増大するか。

また、中長期的な取引先企業の企業価値向上や当社及びグループ銀行の経済的利益に大きく影響を与えうる重要な議案（※）については、必要に応じて取引先企業との対話等を経て賛否を判断します。

（※）当社及びグループ銀行が重要と考える議案は以下の通りです。

- ・ 剰余金処分議案（財務の健全性及び内部留保とのバランスを著しく欠いている場合）
- ・ 取締役、監査役選任議案（不祥事が発生した場合や一定期間連続で赤字である場合等）
- ・ 監査役等への退職慰労金贈呈議案
- ・ 組織再編議案
- ・ 買収防衛策議案 等

なお、主要な政策保有株式については、議決権行使の状況を取締役会に報告しています。従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会 の意見

株主提案

第7号議案

定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）

1. 提案内容

「当社及び連結子会社における役員研修の方針を、開示しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

役員を選任するための議決権行使をする際、招集通知に記載されている候補者の略歴や東京証券取引所により開示が義務付けられている情報のみでは、各候補者の適性を判断する上では不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督はことなり、不祥事の防止を含む役員の職務を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の多数を占める社内出身者は、かかる知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、役員研修の方針（最低、第三者による役員研修の有無）の開示により、株主は候補者の適性をよりよく判断することができる。内部で昇進した役員らが引き起こす不祥事は、株主から負託を受けた立場の義務を理解していないために、起こることが一般的で、取締役研修は、欧米の企業統治の教科書において、チェックポイントとされる事項である。2013年みずほフィナンシャルグループ総会で同様の議案が28%の賛成を得ている。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役役に求められる資質については、社内・社外いずれの取締役かにかかわらず、各人における従前の様々な経験により培われるものと考えております。当社では、指名・ガバナンス委員会で定める選任基準を満たす人材が取締役候補者として指名されております。その上で、株主様にご選任いただくために必要な情報を、法令にのっとり、適正に株主総会参考書類に記載しております。取締役選任基準の概要につきましては、本招集ご通知10頁に記載のとおりであります。

なお、当社では、企業経営や金融規制・政府関係における有識者からなるグローバル・アドバイザーボードを設置しております。各委員からのガバナンス、リスク管理、事業・財務戦略、金融規制対応等に係る提言・助言をグループ経営に積極的に活かし、ガバナンス態勢や事業戦略の強化に取り組んでおります。また、取締役会の議題以外に必要な情報が社外取締役にも提供されるよう、就任時を含め継続的に、当社グループの事業内容や経営環境に関する「ボード・エデュケーショナル・セッション」を開催する等、取締役会の実効性を高める取組みに努めております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会 の意見

株主提案

第8号議案

定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）

1. 提案内容

「重要な懸念を持つ株主が直接社内取締役知られることなく、社外取締役を含む全ての各々の取締役、および指名委員会、報酬委員会、監査委員会との連絡を取ることができるような仕組みを構築しなければならない。株主と各々の取締役との連絡が、執行役または執行役の指揮系統下にある社員を通じて行われることは、それが記録保管のためでない限り避けるべきである。記録保管の場合は、受付と取締役会や各委員会への配達、および回答の記録手順は保管され、株主請求に基づいて提出されなければならない。」という条項を、定款で規定する。

2. 提案の理由

執行役に知られることなく、株主が指名委員会や監査委員会と連絡を取れることは、重要であり、特に、指名委員会に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべきである。例えば、代表執行役と社内経営企画部署が共同して行っている不正行為について、監査委員会事務局に伝えようとしても、幹部社員がその間に入って、それができない恐れがある。当社においては、株主が内容証明郵便で執行役の不正行為を監査委員会事務局に送付しても、代表執行役以下の社員が記録を監査委員会に伝えているかさえ定かではないのである。本議案に関する機関投資家の意見としての参考文献としては、例えば「説明責任のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治原則）国際原則」カリフォルニア州職員退職年金基金（カルパース）2008年4月21日35ページなどを参照。次世代の子供や孫の世代のためにも、「偽装の企業統治」は止めにすべきである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

当社グループでは、ステークホルダーの皆様のご意見を電話やウェブサイトでも受付けております。いただいたご意見には真摯に対応しており、必要に応じて取締役会や各委員会にも報告される仕組みが整っております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第9号議案

定款一部変更の件 (株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定)

1. 提案内容

「指名委員会に対して、株主は執行役に知られることなく直接に、取締役候補の推薦を行うことができる。そのためのプロセスは開示されなければならない、株主から推薦された候補の評価は、指名委員会が独自に候補者とする候補と同一の基準を用いなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

指名委員会是最適な取締役構成を目指して、常に職務を行うべきだ。株主が無償で同一能力の新しい取締役候補を推薦した場合、サーチ会社を用いるよりも費用が安くなるわけだから、望ましい。当社は、日経平均等の株価指数と比べて凡庸な成果しか創出されていない。取締役の善管注意義務や忠実義務の観点からは、より優れた取締役候補が存在するにもかかわらず、よりの確性の劣る仲間の取締役候補を指名した場合、株主代表訴訟等の対象となる。また当社指名委員会は、例えば40代以下の優秀な人材、3分の1以上の女性等・性的マイノリティーを取締役候補にすることを怠っているの、取締役会の多様性確保という点に関する改善も期待できる。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

本件は、当社グループの重要かつ高度な経営判断事項であり、社外取締役を過半数かつ委員長とする指名・ガバナンス委員会において適切な決定がなされております。なお、当社の取締役選任基準の概要につきましては本招集ご通知10頁に記載のとおりであります。

また、株主からの取締役候補者の推薦につきましては、会社法上、株主提案制度が設けられており、当社では、かかる提案について指名・ガバナンス委員会にて検討するプロセスを構築しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第10号議案

定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

1. 提案内容

「当社は、会社法505条に基づく株主提案に関する株主への通知請求を受けた場合には、100個を上限として、適法な議案については、株主総会招集通知または参考書類に、提案の議題、議案の要領、提案の理由を掲載しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

会社法の専門家で現在弁護士業務停止2年の処分期間中の大塚和成氏は、ジャズダック上場企業の株主総会決議取消請求事件で株主側の勝訴が最高裁で確定した事件の和解交渉において、株主提案者の一人に対して、仮に最大100個の議案の株主提案が行われた場合に、提案の適法性や提案資格要件については精査するものの、適法な提案については、すべての提案を掲載するとの発言を行い、提案者の一人に対して、同内容の文書を提出している。特に、そもそも招集プロセスや議決権行使が（完全）電子化されるなどの措置が行われた場合、提案数が100あっても、その意見表示を行うべく株主が賛成票を投じたい議案だけ賛成をすればいいだけであり、株主と取締役会が対話することの重要性が強調されている最中、議案数を制限するというのは、フィンテック・ブロックチェーン技術などを背景とした投票技術の進展を理解しない前時代的見解である。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

当社では適法な株主提案に関して、その提案個数について何ら制限するものではありません。しかしながら、株主提案の適法性については、都度、個別具体的に判断を行う必要があります。また、株主提案の数や提案理由の内容、長さによっては、当社又は株主の皆様に著しい損害を与えることもあるため、ご提案のように一律の取扱いを求める条項を当社定款に定めることは適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第11号議案

定款一部変更の件（監査役会における告発窓口の設置）

1. 提案内容

「監査委員会に、当社取締役や執行役・社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役と執行役、社内取締役または執行役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

不祥事は、経営幹部が主導する場合が金銭的にも深刻であることが多い。社内の執行を監督するため、監査役会や社外取締役が設置されているのであるが、当社の場合にも、監査役会や社外取締役が癒着していると考えられる余地がある。実際、金田法相の親族である株式会社ケンコートキナー（東京都中野区）の経営者が、昼夜、未成年者等への買春という違法行為・公序良俗に反する行為を繰り返している事例において、株主らから指摘を受けても、当社は、一方的に放置しているのが実情である。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、当社のかかる事例においても、社外取締役や監査役会による、社内取締役に対する監督などが有効に機能していないと言わざるをえない。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

取締役会 の意見

本議案に反対いたします。

当社グループでは、MUFG並びにグループ各社に、役職員等から不正行為に関する通報を受付ける内部通報制度を設けております。通報窓口は、社内のみならず、外部の法律事務所にも設置され、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげております。また、MUFGの通報窓口（MUFGグループ・コンプライアンス・ヘルプライン）に通報された事案の内容等は、監査委員会へ報告され、その運営の適切性等を確認しております。

社外からの通報窓口としては、不正な会計処理等に関する通報を受付ける「会計監査ホットライン」を外部法律事務所に設けております。

なお、監査委員会は社内外から情報提供等があった場合には、必要に応じて調査等を行い、適切に対応しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。なお、提案の理由に記載された個別具体的な事案について、当社及び三菱東京UFJ銀行は一切認識しておらず、その対応に関しても事実とは異なります。

株主提案

第12号議案

定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

1. 提案内容

「取締役会は、1年あたり1回以上、代表取締役や執行役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてはならず、その活動について少なくとも年に1度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

当社の取締役会は、経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、代表執行役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマン状態となっている恐れがある。これを変えるために代表執行役が出席しない独立社外取締役のみの経営会議を、定期的に開催して議論することを提案する。例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨しており、代表取締役が存在する会議しか存在しないと代表取締役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、10年HOYA総会で33.91%の賛同を得ており、HOYA経営陣は、翌年の株主総会招集通知で「提案の趣旨に沿って適切な形で社内規定を改定し反映させ」と記載し、ある程度は実効性を持った変化があったようである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社では、MUFGコーポレートガバナンス方針に基づき、社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選任しております。同方針は、必要に応じて独立社外取締役のみによる会議を招集することができる旨を定めており、年4回の定例取締役会の後には、独立社外取締役のみで構成される「独立社外取締役会議」を開催しております。「独立社外取締役会議」では、取締役会及び委員会の運営に関する事項、社外取締役の機能発揮に関する事項等が審議されており、その内容については取締役会議長である会長及び社長に報告されております。ここで報告された内容について、改善策に取り組むことで、取締役会の更なる高度化と実効性の確保に努めております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会 の意見

株主提案

第13号議案

定款一部変更の件 (出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施)

1. 提案内容

「出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する支援策として、30代または40代以上の人材を対象に、第二新卒採用と名付けた総合職・幹部社員等への採用枠を設ける。」という条項を定款で、規定する。

2. 提案の理由

わが国では、労働市場の硬直性、年功賃金と終身雇用慣行により、出産や子育てを経験する女性などが離職した場合に、再び正社員や総合職、幹部社員へのキャリアコースに戻ることが難しい現実があり、これは「集団的マタハラ」とでもいうべき、国際的に恥ずかしい、是正すべき社会問題である。これに対する一つの解決策として、出産や子育て等のライフイベントが、キャリア形成に影響がないように、一時期労働市場から離脱した女性等を対象に、採用の枠を設け、配慮をする雇用政策を採用することを提案する。実際には、雇用政策において、幅広い経験と多様性を持った人材を確保でき、幹部候補にもなることから、当社の中長期的な株式価値にとっても、プラスになることが予想される。現在も政府では、様々な改革案が検討されているが、労働市場改革は、掛け声のみで、ほとんど実行されていないが、いまこそ民間から積極的な改革の狼煙を上げるべきである。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

本件は、当社グループの業務執行に関する個別の経営判断事項であり、当社グループにおいて機動かつ適切に決定する必要があるため、これを当社定款に定めることは適切ではないと考えます。

なお、当社グループでは、女性の積極的な登用とキャリア形成支援に取り組んでおり、日本国内の女性役付者比率を平成30年3月末までに20%（三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券合計）とする数値目標を掲げております。また、結婚や育児といったライフイベントを迎えた社員が、キャリアアップを継続して実現できるよう、仕事と家庭の両立を支援する制度を設けております。更にグループ銀行では、ライフイベント等を理由に退職した元社員を再雇用する制度を設けております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会
の意見

株主提案

第14号議案

定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）

1. 提案内容

「当社は、アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いを行ってはならず、子会社が差別的な取り扱いを行わないように指導しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

第二次安倍政権後、コーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードが制定され、上場企業の経営陣が投資家と中長期的株式価値増加のため、対話をする必要性が強調され、国際的にも特に海外から高い評価を得ている。しかしながら、このことは日本の経済界や立法・行政の政策担当者には、かかる評価は、理解されていないだけでなく、いまだに「アクティビスト投資家」に対する強い偏見や、差別的な実務慣行が存在することは否定できない。かかる差別的な扱いは、ヘイトスピーチ、あるいは財産権の侵害というべき側面も有しており、国際的に見て恥ずべき状況となっている。そもそも、アクティビスト投資家は、日本以外の先進国では、会社法上認められた株主権を行使し、常識的な投資行動を実行しているだけであり、当然ながら、ハーバード大学などの大学基金や、カルパースなどの年金基金などの機関投資家による、当たり前の投資対象になっている。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社では、株主との対話を通じて、当社の経営戦略等に対する理解を得るとともに、株主の立場に関する理解を踏まえた適正な対応に努めております。また、取締役会において、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を作成するとともに、株主の権利が確保され、その権利が有効に行使されるよう、適切に対応し、少数株主、外国人を含む全ての株主の平等な取り扱いに配慮しております。なお、上記の内容については、MUF Gコーポレートガバナンス方針で定め、東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、詳細に開示しております

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

取締役会 の意見

株主提案

第15号議案

定款一部変更の件 (金田勝年法務大臣の一連の行動に対する当社としての意見表明に関する特別委員会の設置)

1. 提案内容

「金田勝年法務大臣が、株主提案権を制限する趣旨の立法を企てる答申を法制審議会に行った問題に関連して、当社の立場を、真実に基づいて明確にし、中長期的な株主共同の利益を実現するために、幅広い事実関係に基づいた、よりの確な意見表明を行うための、特別委員会を設置する。」という条項を、定款で記載する。

2. 提案の理由

金田勝年法務大臣は、HOYA株主総会で、創業家関連企業から、浪人中に給与等を得ていた事実を、株主から指摘された。同社は前年まで、提案理由などを、なるべく不掲載にしようとしていたが、15年はほぼ全文を掲載する和解が裁判所で成立し、HOYA側は、同事実関係を認めた。他方、金田は週刊新潮の取材に対し、虚偽だと主張しており、HOYAまたは金田法相のいずれかの言い分が虚偽だとみられる（金田側が、虚偽であるとして法的措置を取った形跡なし）。金田による株主提案権を制限する法制審議会への答申案は、金田の個人的不都合に起因した主張の疑いが強く、株主ならびに公共の利害、スチュワートシップコードの理念等にも逆行する性格であり、断固として抗議するべきである。なお同関連企業の経営者は、恒常的に数百人の女性を対象に買春行為を行っており、金田法相が、かかる人物からの利益供与関係を公にされることを嫌がっている疑念がある。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、個別の事象に関する委員会の設置を規定することは、当社の業務執行を制約するものであり、適切ではないと考えております。

なお、提案の理由に記載された内容については、当社で事実確認すべきものではなく、当該調査委員会の設置も不要であると考えます。また、会社法改正の内容については、会社法研究会等で議論が重ねられてきた内容であり、法務大臣の個人的な理由によるものではないと認識しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第16号議案

定款一部変更の件（株式会社ケンコーへの融資に関する特別調査委員会の設置）

1. 提案内容

「平成26年6月23日に実行された、当社子会社東京三菱UFJ銀行による株式会社ケンコーに対する総額9億円の金銭消費貸借契約に関する特別調査委員会の設置を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

当社は、株式会社ケンコー（当時、東京都新宿区）に対する総額9億円にもよる金銭消費貸借契約を締結している。ところが、同社の経営者は、未成年や反社会的勢力との関係も疑われる者も含む年間数百人の女性を買春対象とし、他の女性から金銭を媒介に買春相手斡旋を受ける行為を日常的に行っていた。新宿支店長は、反社会的行為について、株主から指摘を受け、一旦は法務部と確認すると約束しながら、放置するに至っている。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、この水準の法令遵守意識では、海外人権団体からの批判や、巨額賠償のリスクすら負いかねない。かかる状況を放置することは、提案者らの認識では、問題があると考えます。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由について、当社グループの社員個人名を伏せたうえで、原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

定款は会社の基本的な方針を定めるものであり、個別の事象に関する調査委員会の設置を規定することは、当社の業務執行を制約するものであり、適切ではないと考えております。また、提案の理由に記載された個別具体的な事案について、当社及び三菱東京UFJ銀行は一切認識しておらず、その対応に関しても事実とは異なるため、当該調査委員会の設置も不要であると考えます。なお、当社グループでは、「行動規範」や「反社会的勢力に対する基本方針」を定めており、反社会的勢力に対し毅然と対応しております。

従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案

第17号議案

松山遥取締役解任の件

1. 提案内容

松山遥取締役を、取締役から解任する。

2. 提案の理由

コンプライアンスとは、形式的適法でなく、総合的な社会通念や社会規範に合致し、「『社会の要請に応えること』である」(元検事の郷原信郎弁護士)が要請される。例えば、杉原千畝大使がユダヤ人にビザを発行した行為は、当時の外務所の訓令に反したとしても、コンプライアンス上、正しい行為であった。三菱UFJ銀行の新宿支店長は、取引先企業の経営者が、毎月未成年も含む女性買春や、買春相手の斡旋を、金銭を交付し受ける反社会的行為を繰り返しているところ、一度は「買春は違法だから、法務部に相談する」と明言しながら、その後、大口融資先だからか、今も放置している。松山氏は、裁判官出身の女性弁護士であり、以上で述べた法令遵守の考え方を理解する余地がある。しかし、株主総会当日までに、以上の事実関係を明らかにする資料等を松山氏に対して送付しても、社外取締役としてなんら合理的な対応を取らない場合には、解任が適当だと考える。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

当社では、指名・ガバナンス委員会で定める選任基準に従い、それを満たす人材が取締役候補者として指名されております。松山遥氏は取締役会、指名・ガバナンス委員会及び報酬委員会において、弁護士としての専門的な立場から適宜必要な発言を行う等、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただいております。

また、提案の理由に記載された個別具体的な事案について、当社及び三菱東京UFJ銀行は一切認識しておらず、その対応に関しても事実とは異なります。

従って、松山遥氏を解任する理由はないものと考えております。

なお、本招集通知作成時点において記載の事実関係を明らかにする資料等の受領は確認できておりません。

取締役会 の意見

株主提案

第18号議案

松山遙を取締役に選任せず、代わってLucian Bebchukを取締役に選任する

1. 提案内容

松山遙を取締役に選任せず、代わってLucian Bebchukを取締役に選任する。

2. 提案の理由

提案者らは、株主総会実務の著書などもあり、女性取締役である松山遙氏に対して、三菱UFJ銀行新宿支店の支店長に対して、同支店の取引先である会社の経営者が、連日未成年をも対象とする買春行為を繰り返し、買春相手の斡旋を、金銭を支払い受ける行為を繰り返している公序良俗に反する行為をやめるように注意等少なくとも何かのアクションを起こすように要請した。しかしながら、一度は、「買春は違法なので、法務部と相談する」といった同支店長は、年が開けると手のひらを返したように、銀行からは何もしないという態度に豹変し、現在に至っている。国際的な金融機関でもある当社は、法令遵守はもちろんのこと、総合的な社会通念や社会規範に合致し、「『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、本件問題の、仮に松山氏の態度次第では、取締役として不適格としか言いようがない。

取締役候補者 Lucian A. Bebchuk (ルシアン・A・ベブチャック)

経歴 1955年ポーランド生まれ。ハイファ大学で数学及び経済学の学士号、テルアビブ大学から法律学士号を取得後、渡米。ハーバード大学から法学博士号ならびに経済学博士号を取得。著書に「業績連動型報酬の虚実－アメリカの役員報酬とコーポレートガバナンス」（ジェッセ・フリード教授との共著）などがある。特に、「1994～07年までの約2千の米国の事例を分析した論文「ヘッジファンド・アクティビズムの長期的効果」において、総資産利益率（ROA）でみても、「トービンのQ（株式会社での企業価値を、資本の再取得価格で割った値）」でも、アクティビストの活動の標的になってから、5年後にかけて経営指標は好転していくというのである。」と実証した研究などが著名。

〔(会社注) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由について、当社グループの社員個人名を伏せたうえで、原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

当社では、指名・ガバナンス委員会で定める選任基準に従い、それを満たす人材が取締役候補者として指名されております。独立社外取締役は、企業経営、金融、財務会計、法律等の分野で高い見識や豊富な経験を有し、独立した客観的な立場から経営陣の職務執行を監督する資質を有することが重要であり、第17号議案に対する取締役会の意見のとおり、松山遙氏は、当社取締役に応じたい人物であります。従って、第2号議案のとおり、松山遙氏を含む取締役候補者をご選任いただくことが、当社経営体制にとって最適であると考えております。

なお、提案の理由に記載された個別具体的な事案について、当社及び三菱東京UFJ銀行は一切認識しておらず、その対応に関しても事実とは異なります。

株主提案（第3号議案から第19号議案まで）

第19号議案は株主1名からのご提案によるものであります。

株主提案

第19号議案

定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に傘下各行頭取がマイナス金利政策を深堀しないように要望書を手渡す」

2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関だけにリスクを押し付ける行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは副作用の方が大きい。貸出は伸びてはいるが、空き家が増える中に貸家業向等の不動産融資や高利カードローン等、貸し倒れリスクの大きい信用度の低い融資は将来不良債権化する要因であり、過去の金融危機の教訓が全く生かされていない。深堀すれば赤字転落や、経営基盤の弱い中小金融機関・地方銀行等の破たんが相次ぐことを強く懸念する。銀行生保・郵政3社の株価下落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込む悪循環にも陥っている。日銀に間違った政策を深堀しないように傘下各行頭取が要望書を日銀総裁に手渡すべきである。提案者は日銀の出資者でもあるが、株式会社に相当する総会や提案制度はなく、意見を言う場が無い為止むを得ず市中銀行に提案をした。

〔(会社法) 以上は、株主から提出された書面に記載された提案内容及び提案の理由を原文のまま記載したものです。〕

本議案に反対いたします。

取締役会 の意見

本件は、当社グループの業務執行に関する個別の経営判断事項であり、当社グループにおいて機動的かつ適切に決定する必要があるため、これを当社定款に定めることは適切ではないと考えます。従って、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

(ご参考) コーポレート・ガバナンスハイライト

基本的な考え方

MUFGは、株主をはじめお客さま、従業員、地域社会などのステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざします。またMUFGは、公明正大かつ透明性の高い経営を行い、平成27年5月に定めた「MUFGコーポレートガバナンス方針」を指針として、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を図ります。

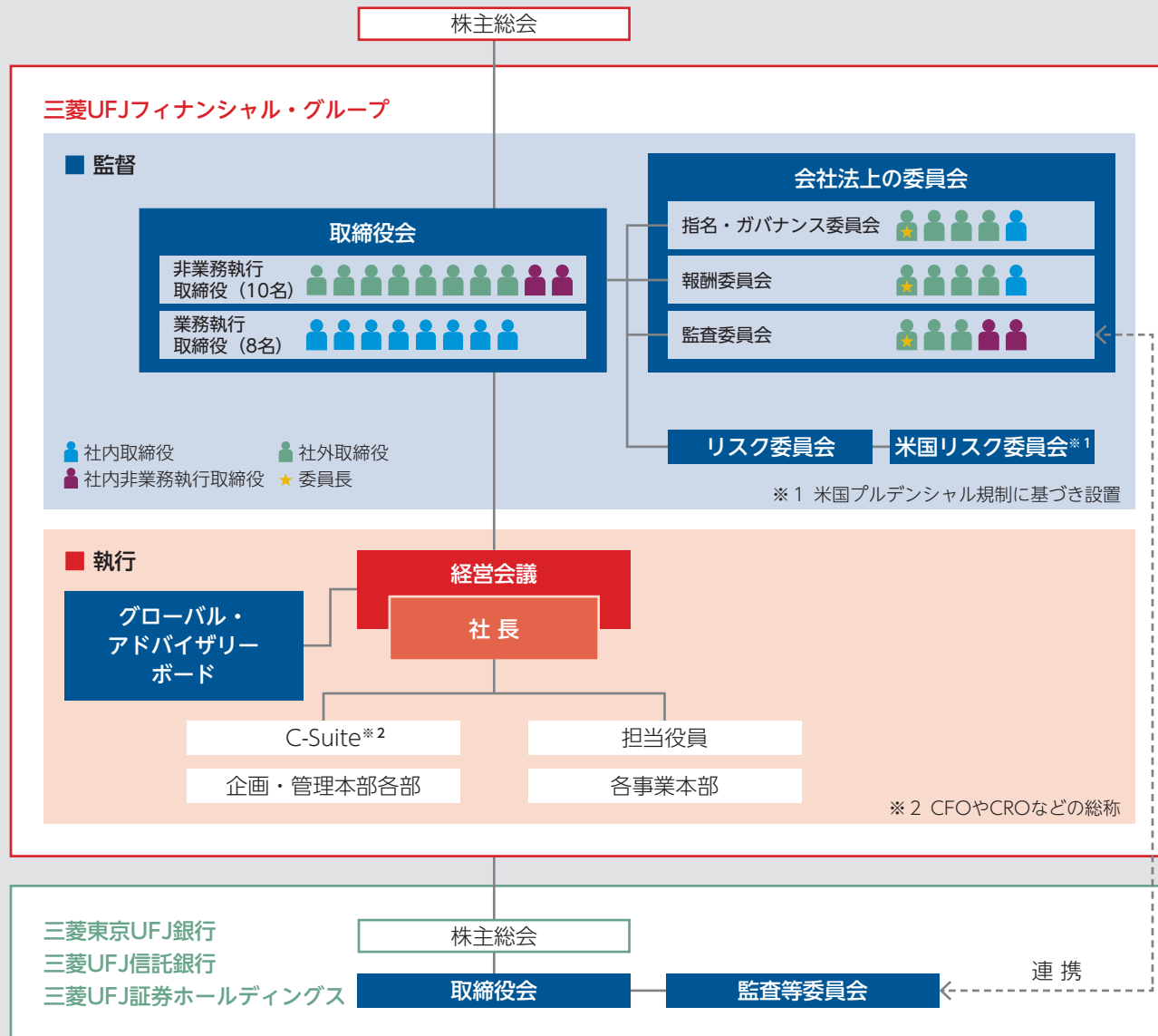
ガバナンス態勢高度化への歩み

MUFGは設立以来、「社外の視点」を重視し、安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス態勢を構築してきました。平成27年6月には、「指名委員会等設置会社」に移行し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の強化、実効的・効率的なガバナンス態勢の構築、そしてG-SIB（グローバルにシステム上、重要な銀行）として、海外のステークホルダーがより理解しやすいコーポレート・ガバナンス態勢の構築をめざしています。

コーポレート・ガバナンス態勢の推移

	平成17年10月MUFG発足		平成25年6月		平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月(予定)	
機関構成	監査役会設置会社					指名委員会等設置会社			
社外取締役	平成17年 4名	平成18年 3名	平成24年 2名	2名	4名	6名	7名	8名 (外国人2名)	
取締役会 傘下委員会					ガバナンス 委員会	指名・ガバナンス委員会 (会社法上の指名委員会)			
	平成17年 指名委員会		平成20年 指名・報酬委員会						
	平成17年 報酬委員会					報酬委員会			
	平成17年 監査委員会					監査委員会			
				リスク委員会			米国リスク委員会		
アドバイザー ボード	平成17年アドバイザーボード						グローバル・ アドバイザー ボードに統合		
				グローバル・アドバイザーボード					
取締役会の 運営など				取締役会評価					
						独立社外取締役会議/ 筆頭独立社外取締役の設置			
方針						MUFGコーポレート ガバナンス方針			

コーポレート・ガバナンス態勢（平成29年6月29日予定）



■ 社外役員・委員が就任している機関



平成28年6月29日三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役会

取締役会の実質的な機能強化

MUFGでは、平成27年6月の「指名委員会等設置会社」への移行後、コーポレート・ガバナンス、取締役会の実質的な機能の強化に取り組んでいます。

■ 取締役会の運営状況

取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っています。法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定は、原則として執行役へ委任していますが、以下の特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行っています。

- グループ全体の経営戦略、リスク管理方針、資本政策、資源配分などの経営の基本方針の決定
- 取締役及び執行役の職務執行の監督
- グループの内部統制システムの内容決定と、構築・運用の監督
- 執行役の選任
- コーポレート・ガバナンスの態勢の整備や健全な企業文化の醸成の監督

また、取締役会終了後に、社外取締役のみで構成される「独立社外取締役会議」が開催されます。「独立社外取締役会議」では、取締役会及び委員会の運営に関する事項、取締役会と執行役との連携に関する事項、社外取締役の機能発揮に関する事項などが審議されます。ここで審議された事項は、筆頭独立社外取締役により、取締役会議長である会長及び社長に報告されます。

■ 社外取締役へのサポート強化

独立社外取締役に、取締役会の議題以外にも必要とされる情報が提供されるよう、就任時を含め継続的にMUFGの事業内容や経営環境に関する「ボード・エデュケーショナル・セッション」を開催しています。

平成28年度は、取締役会や「独立社外取締役会議」における意見なども踏まえ、「リテール事業」「規制対応」「グローバル人事」「グループ経営体制」といったテーマで計4回開催されました。

また、定例取締役会に合わせ、「ランチセッション」を開催し、「MUFGソリューションユニット」「投資教育への取り組み」「データガバナンス」などについて説明いたしました。

■ 取締役会評価

MUFGは、平成25年より、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、洗い出された課題に対する改善策を検討・実施しています。その進捗状況をレビューするPDCAサイクルを回すことにより、取締役会の機能向上に継続的に取り組んでいます。

評価の手法として、第三者の外部コンサルタントにより、すべての取締役に対して取締役会の構成、議案・議論、運営、貢献等に関するインタビューを実施しています。その分析・評価結果について指名・ガバナンス委員会及び取締役会に報告し、審議を行っています。

外部コンサルタントによる取締役への
インタビュー、報告書作成

指名・ガバナンス委員会に報告・審議

取締役会に報告・審議

平成27年度取締役会評価結果の概要は、以下の通りです。

- (1) 指名委員会等設置会社への移行1年目の評価として、取締役会及び委員会がその監督機能を発揮するための体制が適切に構築されていること、また、取締役会の運営状況では、議案・議論のあり方、取締役の貢献、取締役会の改革推進等において着実に改善しているとの評価を受けました。
- (2) 一方、モニタリングモデルの高度化に向け、本質的な議論を徹底するための更なる環境整備や、マイナス金利・世界経済の変調等、経営を取り巻く環境変化への取締役会による機動的対応が重要であることが課題として認識されました。

平成27年度取締役会評価結果に対する平成28年度の取り組み

上記取締役会評価結果を踏まえ、平成28年度に当社で実施した取組みの一部をご紹介します。

- 本質的議論の充実に向け、社外取締役を交えて中期的戦略を議論するオフサイトの「戦略ミーティング」を開催
- 取締役会のあるべき構成の見直しを議論し、外国人社外取締役の招聘を決定
- 取締役会の審議状況を当社や主要子会社の執行サイド（執行役・執行役員等）と情報共有する枠組みを構築し、運用を開始
- 当社の社外取締役と主要子会社やMUFGユニオンバンクの社外取締役との意見交換会を開催

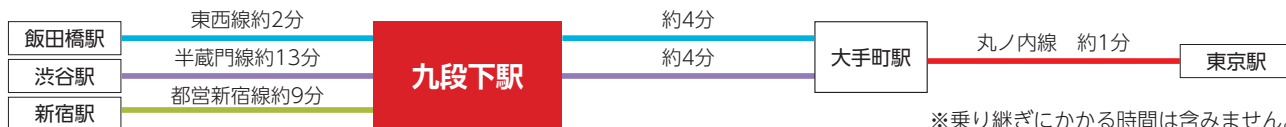


株主総会会場ご案内図

会場 **日本武道館** 東京都千代田区北の丸公園 2番3号



交通のご案内 東京メトロ 東西線・半蔵門線、都営地下鉄 新宿線 「九段下駅」 から徒歩約10分
「九段下駅」までの主要アクセス



お願い 当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。